

平成27年8月7日

答申第561号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「最直近時点におけるNHK本部の各部局の職員数および平成23年11月に実施した内部監査時の情報公開部の職員数」について開示の求めがあった。

NHKは、平成25年度の本部内各部局の職員数は開示したが、平成23年11月に実施した監査時の部単位の職員数については取りまとめていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年6月24日（第219回審議委員会）第566号諮問、審議
8月7日（第221回審議委員会）審議、答申